

徳島県告示第七百十六号

農林水産省中国四国農政局四国東部農地防災事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量）	阿波市吉野町柿原	令和二年十一月九日から 令和三年二月二十六日まで